



今、権利保護保険（弁護士保険、訴訟費用保険）が発展期を迎えています。被保険者が事故・事件に遭ったとき訴訟費用・弁護士費用が保険金でまかなわれる保険商品ですが、今まではほぼ自動車事故のみだった補償対象事件の範囲を、遺産分割調停・離婚調停・借地借家紛争などにまで広げた新商品が出たのです。制度創設時に関与した者として大変嬉しく思っています。

私は平成元年弁護士登録の41期です。当時は、登録1年目は委員会に所属できませんでした。2年目を迎える時、「権利保護保険制度創設臨時特別委員会」が新設され、最初からかかわるのも面白い、と思って参加しました。

初代委員長は波多野二三彦先生です。日弁連弁護士業務対策委員会での訴訟費用保険開発研究に携わっておられ、実現に本腰を入れるべく、岡山から二弁に移籍したということでした。手品がお得意で、天皇・皇后両陛下のテニス仲間でもあり、大変温かい方でしたが、保険を語るときは、瘦身銀髪の求道者のごとく、火のような熱弁をふるわれました。「今の弁護士は一面に咲いているれんげの花を踏みつけて大輪のダリアやボタンの花ばかりを探している」という小島武司教授の発

言をよく引いていらっしゃいました。

私の委員会出席率が100パーセントだったので、弁護士3年生で副委員長にしていただき、日弁連の弁業委員会に



秋山 清人 (41期)

●Kiyoto Akiyama

も所属しました。それ以降の26年間（途中で弁護士業務改革委員会と改名されました）、ずっと同委の委員を続けています。同委では堤淳一先生がリーダーでした。公式の間では非常に折り目正しい方なのですが、プライベートではべらんめえ口調の江戸っ子で痛快な先生です。

当時は、「小さく産んで大きく育てる」をモットーに、平成5年1月、「法律相談保険（仮称）」骨子案の日弁連理事会承認を得ました。法律相談費用の補償だけの小さな保険ですが、権利保護保険制度創

設の突破口になることを期待したのです。

しかし、ロットの小さい保険では商売にならないというのが損保会社の本音だったようで、それからしばらく店ざらしになりました。その後、もっと本格的な保険を売り出したいと希望する損保会社が出現し、日弁連と協定を締結して平成12年10月に日弁連LAC委員会が発足という運びになった時に、私が副委員長兼事務局長という役回りになったのです。

当時、市民と弁護士双方の利益を考え、損保会社と協議して権利保護保険の枠組みを作ったのですが、緻密さを欠いた点は多々ありました。利用者自己負担ゼロにしたことは、チェック機能不全につながり、常に目一杯の高額請求をする不心得な弁護士も出現しました。しかし、これらの問題点も次第に改善されるものと信じています。志を同じくする先生方とともに新しい制度の創設にエネルギーを注いだこの時期は、私の弁護士人生のハイライトになっています。

N  
AFA

Hanamizuki

## 花水木

17



大軒 敬子 (57期)

●Takako Onoki

弁護士12年目の大軒敬子と申します。現在は、ホワイト&ケースという外資系の法律事務所に所属し、主に独禁法の案件を扱っています。この場をお借りして、自己紹介に加えて、現在扱っている業務のご紹介をさせていただければと思います。

弁護士登録直後から3年間は、主に一般民事や刑事を取り扱う事務所に所属していましたが、帰国子女である経験（高校3年間、父親の仕事の関係で米国に住んでいました）を仕事にも活かしたいと考え、ご縁があって現在所属している事務所に移籍しました。移籍当時は様々な案件を担当していましたが、次第に独禁法案件を担当することが多くなり、現在では、業務のほぼ全てが独禁法案件という状況です。

私の担当している業務は、大きく分けると①日本にある外資系企業が直面する日本の独禁法の問題と②日本企業が海外で直面する海外の独禁法の問題があります。なお、国際カルテルや世界的な企業結合では、両者が絡みます。

①の例としては、日本の独禁法に関する日常的な相談に加え、日本の公正取引委員会

がカルテルや優越的地位の濫用などの違反行為があったとして立入検査を行った案件への対応があります。この場合に問題となるのは日本の独禁法ですが、それをどのように外資系企業幹部の外国人の方々に分かりやすく説明するかが、純粋な国内案件とは異なる点です。弊事務所では、公正取引委員会などの日本の当局への対応は私たち弁護士が行っていますが、依頼者への説明は、英語が母国語である外国法事務弁護士の同僚と協力して行っています。

②の例としては、海外にある日本企業の子会社がカルテルなどの疑いで現地の独禁法当局から調査を受け、また民事訴訟を提起されている場合の対応があります。日系企業がカルテルの疑いで米国当局から調査を受け、罰金刑を科せられ、また幹部の方が禁錮刑に科せられたという話はニュースなどで見聞きされたことがあるかと思います。この場合に問題となるのは海外の法律で、それに関する法的な判断は、ホワイト&ケースの海外オフィスの同僚や東京オフィスにいる外国法事務弁護士が行います。私たち日本の弁護士としては、事案の内容を正確に理解するとともに、それをどのように日本企業の方々に分かりやすく説明する

かが腕の見せどころだと思っています。

外資系の法律事務所で勤務することの利点は、日常的に、異なる法域の弁護士と一緒に仕事ができることです。もっとも、これは困難な点でもあります。法体系の異なる外国法事務弁護士と共通の認識を持つことは容易ではなく、時間をかけて何度もディスカッションをし、理解を深めていくということを行っています。

最後に、仕事から離れて…海外旅行、ホットヨガ、お料理教室、バイオリン、フランス語の勉強、読書などが私の気分転換の方法です。海外旅行では、数年前に南アフリカ（ヴィクトリアの滝や喜望峰など）に行き秘境の魅力に目覚めたことをきっかけに、チュニジアやモロッコ、キプロスなどにも行きました。マチュピチュにも行ってみたいと思っています。また、ここ数年間毎年訪れているパリは、今後も年に1回は訪れたいところです。

N  
APA

職場の同僚たちとの懇親会にて。  
一番手前が筆者。